固定資産税

収益税ではなく財産税　cf　地租・家屋税・船舶税・軌道税・電柱税

市町村税だが　342Ⅰ、23区では都　734Ⅰ

台帳主義　342Ⅰ
固定資産税台帳に所有者として登録されている者が納税義務者

縦覧　382条の2
閲覧と同義に解され、自分の所有する固定資産以外は見ることができなかった。金子先生は初版以来これを批判、下級審も同様の見解を取るようになり、平成14年度改正により、納①税義務者の求めによる閲覧と、②土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を作成して納税者の縦覧に供すべきこととされた。

名寄帳　387条

343Ⅰ、359
登記名義人であるため、所有者でないにもかかわらず固定資産税の納税義務を負担した者は、真実の所有者に対して不当利得返還請求権を有する（最判昭和47年1月25日）
なら固定資産税の精算は譲渡代金ではないじゃん

令和2年度改正　所有者不明
現に所有している者の申告の制度化384条の3
使用者を所有者とみなす制度の拡大343Ⅴ

家屋が賦課期日前に新築されたが縦覧期間経過後に新築日を明示して登記がなされた場合は、家屋課税台帳に所要の事項を登録して登記名義人に当該年度の固定資産税を課しうる（最判平成26年9月25日）という理屈はちょっとわからんが読んでみないことには

清算中の法人は清算事務の用に供するもの以外償却資産に固定資産税はかからない

協同組合等が所有しかつ使用する事務所・倉庫は非課税なのか347Ⅳ
法人税でも協同組合等は軽減なのか。営利を目的とせず組合員の共同の利益の増進を図るから。法人66条Ⅲ

基準年度は昭和33年度から3の倍数

基準年度の前年1月1日の地下公示価格または鑑定士評価の7割　一平成6年から

住宅用地は3分の1（349の3の2Ⅰ）
小規模住宅用地は6分の1（同Ⅱ）